

稲沢市(愛知県)

(2005年9月16日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年4月1日	合併の方式：新設・ <input checked="" type="checkbox"/> 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：136,938人(高齢化率 ⁽²⁾ 14.5%)	面積 ⁽³⁾ ：79.3k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：60人(法定上限34人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：722人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：40,936,400千円		
うち、地方税18,528,270千円、地方交付税2,548,000千円		
合併特例債発行予定額14,100百万円／同限度額35,730百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業7.7%、第二次産業35.8%、第三次産業56.5%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：2005年地方公務員給与実態調査。 (8)：2004年度当初予算額。旧市町計。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧稲沢市	100,270人	13.6%	48.35k m ²	28人	527人	0.91	77.6%
旧祖父江町	23,163人	16.9%	22.12k m ²	18人	174人	0.58	75.6%
旧平和町	13,505人	17.6%	8.83k m ²	14人	106人	0.60	80.2%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<④少子高齢化、②地方分権推進、⑤財政状況> 少子高齢化、行政課題の高度化等が進む中、地方分権改革では自立した財政基盤の確立が求められており、広域行政の推進により効率的で持続可能な行政の体制を形作るため。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、③方式> <最も重視したことの具体的な内容> 「対等の精神」の理念の下での合併とし、住民には合併に関する情報を提供するとともに、新市名称候補を公募するなど可能な限り民意を合併協議に反映するよう努めた。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、③住民> <合併推進の具体的な活動> 首長は、調整困難な事案について、頻りに会議を設け調整の道筋をつけた。また、住民説明会として各地域に赴き、気運醸成と住民の声の集約に取り組んだ。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯																			
特になし。																			
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議																			
合併検討協議会（任意協議会）設置前に、隣接の2市1町との合併を研究していたが、最終的に、本市（1市2町）と2市1町のそれぞれで協議会を設置した経緯がある。																			
(3) 合併関係市町村の従前のつながり																			
③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、⑩大都市周辺地域広域行政圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致																			
(4) 合併の端緒																			
特になし。																			
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2003年4月9日～2003年6月30日）																			
構成メンバー	首長、議員各2名、学識経験者各1名 計12名																		
運営上の工夫	委員とは別に、県事務所に参与として協議会に参加していただいた。																		
(6) 法定協議会（設置期間：2003年7月1日～2005年3月31日）																			
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・無																		
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各2名、都道府県職員（県事務所長）、学識経験者各3名 計22名																		
運営上の工夫	案件を提案した回の次の回で協議・決定するという流れ・手続きを確立し、議論を尽くす中で一度も採決行為に及ぶことなく意見の統一を図ってきた。																		
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）																			
<p>< 協議を行ううえでの工夫 ></p> <p>①から④までは第2回目、④は第3回目に提案し、早期に決定するよう努めた。③は、公募を行い、その結果に基づいて協議会で協議を行い決定した。</p>																			
<p>< 協議開始および決定の時期 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始：</td> <td>03年8月</td> <td>03年8月</td> <td>03年8月</td> <td>03年8月</td> <td>03年8月</td> </tr> <tr> <td>合意：</td> <td>03年12月</td> <td>04年5月</td> <td>04年1月</td> <td>03年8月</td> <td>03年10月</td> </tr> </tbody> </table>			(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始：	03年8月	03年8月	03年8月	03年8月	03年8月	合意：	03年12月	04年5月	04年1月	03年8月	03年10月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)														
協議開始：	03年8月	03年8月	03年8月	03年8月	03年8月														
合意：	03年12月	04年5月	04年1月	03年8月	03年10月														
<p>< 決定に至るまでに最も難航した項目と解決策 ></p> <p>③名称 名称の選考過程に民意を反映させることとし、市町在住者に対し公募を行った。応募票数上位5位を候補として選定し、これらのうちから協議会で協議の上、決定した。</p>																			
<p>< 基本項目①「合併の方式」の決定理由 ></p> <p>新設・編入 法制度上は編入合併だが、「対等の精神」の下での合併であることを確認する意味から、「対等合併・編入方式」とした。</p>																			

<基本項目②「合併の期日」の決定理由> 2005年4月1日合併				
当初2005年3月1日を合併期日としていたが、特例法の改正に伴い、2005年3月31日までに知事申請、2006年3月31日までに合併した市町村についても従前の特例の適用を受けられることとなったため、年度途中の合併を避け、4月1日を期日とした。				
<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> ・無				
決定手続：選考過程に民意を反映させることとし、市町在住者に対し公募を行った。応募票数上位5位を候補として選定し、これらのうちから協議会で協議の上、決定した。 選定理由：公募の結果最も多くの票数を集めたものであり、また、住民生活や地域の社会経済活動に及ぼす影響が最小限となるもの。				
<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 既存施設 <input checked="" type="checkbox"/> ・新規建設				
合併関係市町の中では、最も交通の事情、他の官公署との関係において優れる稲沢市庁舎を新事務所とした。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。				
<基本項目⑤「財産の取扱い」> (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。				
(8) 新市建設計画(計画の対象： <input checked="" type="checkbox"/> 全市 or 編入された区域 *編入合併の市のみ)				
計画の期間：合併年度及びこれに続く10ヵ年 理由 国からの財政措置が、合併後概ね10か年であったため。				
<策定に当たっての工夫> 特になし。				
<関係市町村間での調整が難航した項目> 特になし。				
<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 新市の将来像を「自然の恵みと心の豊かさ 人が輝く 文化創造都市」と定め、歴史・文化を大切にし、水と緑の生活空間の保全、並びに多種多様な工業生産、集客力のある商業集積、及び特色ある農業生産の充実に努め、人が活発に交流し、豊かな心を育むことができるまちづくりを目指している。				
<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容> 合併前の市町の総合計画を十分に尊重しながら、各地域の特色・機能・役割を生かしたまちづくりを計画したが、具体的には盛り込んでいない。				
単位：百万円 ()は%	合併前 (2002年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	39,619	42,714	38,190	39,515
地方税	19,268(48.6)	18,946(44.4)	18,773(49.2)	19,176(48.5)
地方交付税	4,200(10.6)	6,109(14.3)	5,928(15.5)	5,705(14.4)
歳出合計	37,616	42,512	38,037	39,509
人件費	7,286(19.4)	9,201(21.6)	9,419(24.8)	9,231(23.4)
(参考：一般職員数)	(807人)	(809人)	(740人)	(719人)
公債費	2,850(7.6)	3,863(9.1)	3,894(10.2)	3,193(8.1)
普通建設事業費	7,250(19.3)	8,439(19.9)	5,146(13.5)	6,148(15.6)

(1)2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等を行っていない。1市2町において、都市計画区域を設定していた。都市計画区域及び用途地域については、新市移行後も現行のとおりとする。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全10号。配布方法：行政区を通じて全戸配布。） ・住民説明会の開催（延べ23回開催、延べ2,134人参加） ・HPの開設（2003年8月開設、不定期更新、アクセス数不明） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施 ※ただし、合併関係市町各個の事業として	
<p>(名称)：稲沢市、祖父江町、平和町の合併に関する意識調査</p> <p>(時期)：2004年4月23日～5月10日</p> <p>(対象者)：意識調査（稲沢市）＝満18歳以上の市内在住者より無作為抽出した3,500人 住民投票（旧祖父江町）＝満18歳以上の町内在住者 意識調査（旧平和町）＝全世帯（4,049）</p> <p>(方法)：アンケート方式（郵送）</p>	
(12) 都道府県からの支援	
<p>財政支援：市町村合併研究啓発事業費補助金712,000円</p> <p>人的支援：県職員2名派遣</p>	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	23,738千円
委託内容	新市建設計画策定事業等支援、合併に伴う電算システム調査・分析、会場設営

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（定数特例（定数 人）・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例（在任期間2年6ヶ月））・無
その理由	協議会における協議の結果による。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（2006年9月30日まで特例措置を適用）・無
その理由	協議会における協議の結果による。農業委員会の委員で選挙による委員は、稲沢市の農業委員会の委員の残任期間である2006年9月30日まで、引き続き稲沢市の農業委員会の委員として在任するものとする。
(3) 三役	
旧稲沢市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。
旧祖父江町	町長、助役、収入役は退職。
旧平和町	町長、助役は退職、収入役は不在。
(4) 一般職	
定員管理	<p><定数の削減>10年間で99人を削減予定。</p> <p><新規採用の抑制>退職者補充の抑制。</p>

給与の調整	<給与の再調整・再計算>支給額（本俸）を保証し、級・号給を再決定。	
役職の調整	基本的に、稲沢市の制度を適用した。	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧稲沢市	市民センター7か所は引き続き市民センターとして設置している。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有（旧祖父江町に設置）・無	
その理由	協議会で協議し、新市の建設計画を担保する機関として設置	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
都市計画税	旧稲沢市 0.3% 旧祖父江町 0.2% 旧平和町 なし	2005年度は従前の稲沢市域 0.3%、旧祖父江町域 0.2%、旧平和町域 0.1%、2006年度は従前の稲沢市域 0.3%、旧祖父江町・旧平和町域 0.2%、2007年度は全域 0.3%とする。
(9) 上下水道使用料（調整方針：上水道は従来から同一金額のため調整不要。 下水道は新たな統一単価を設定した。）		
上水道料金	従来から同一金額である。	
下水道料金	合併時に新単価を設定した。	
(10) 上下水道以外の使用料等 （調整方針：受益者負担の原則に則り、適正かつ応分の負担となるよう調整した。）		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
賦課徴収方法	1市2町とも保険税方式	保険税方式
所得割	旧稲沢市 5.5% 旧祖父江町 5.5% 旧平和町 5.5%	旧稲沢市の税率・税額を基に 応益割合を45%以上とする税率・税額とする。 ただし、現中島郡祖父江町域 については、2005年度から2009 年度までの5年間不均一課税を 実施し、税負担の急激な変化を 段階的に調整するものとする。 課税年度ごとの賦課期日（4 月1日又は賦課期日以降に納税 義務が発生した場合は、同日を 賦課期日とみなす。）に住所を 有している旧市町区域ごとに 賦課する。
資産割	旧稲沢市 32.0% 旧祖父江町 31.0% 旧平和町 32.5%	
均等割	旧稲沢市 28,500円 旧祖父江町 18,300円 旧平和町 27,700円	
平等割	旧稲沢市 27,000円 旧祖父江町 19,200円 旧平和町 30,400円	
(12) 介護保険事業（調整方針：2005年度から稲沢市の保険料に統一。）		
第1号被保険者の 月額基準保険料	旧稲沢市 2,628円 旧祖父江町 2,622円 旧平和町 2,892円	2005年度から旧稲沢市の制 度に統一する（基準保険料 2,628円/月）。

(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）	
整備方法	電算システム及びシステム運用については、稲沢市の制度を基に調整し、機器・ネットワーク環境及びシステム・データ環境における対策を図るものとした。
(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	有・無
変更した場合、その内容と理由	旧町地域における字の名称は、従前の大字名の前に各町名を冠するとともに、「大字」「字」を削除した。

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：19,090 百万円/10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（2005～2007 年度で作成）
総合計画	策定作業中（2005～2007 年度で作成）
(3) 合併による効果	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>特別職や各種委員会委員等の総数の減少、組織の管理部門の集約、コンピューターやシステム関係の一元化などによる組織の見直し及び経費削減により、行財政の効率化が実現した。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>総合的な治水対策、自然環境の保全、産業振興、都市計画など、広域的調整や取組みを必要とする課題に対して速やかに対処することが可能になった。</p>	
<p><③重点的な投資による基盤整備の推進></p> <p>財政規模が拡大することによって、短期的に投資を集中することも可能となり、基盤整備の効果を次の整備につなげていくといった施策を展開することができるようになった。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><①役場が遠くなり不便になる></p> <p>旧 2 町の役場を支所として整備し、住民サービスに直結する部門は、引き続き支所に配置した。</p>	
<p><⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する></p> <p>旧市町間で住民サービスの水準や負担が異なる場合は、県内他市の水準から見たサービスの妥当性、住民相互間の公平性、厳しい財政状況下における持続可能性などの見地から十分に調整を行った。</p>	
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する></p> <p>新市建設計画においては、新市全体を画一的に整備するのではなく、合併前の市町の総合計画を十分に尊重しながら、各地域の特色・機能・役割を生かしたまちづくりを計画した。</p>	
(5) 残された課題	
特になし。	